

# 習志野市教育委員会会議録

(令和8年第3回定例会)

- 1 期 日 令和8年3月25日(水)  
市庁舎3階大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時22分
- 2 出席委員 教 育 長 小 熊 隆  
委 員 赤 澤 智 津 子  
委 員 高 橋 浩 之  
委 員 馬 場 祐 美 人  
委 員 鎌 田 尊 人
- 3 出席職員 学校教育部長 三 角 寿 人  
生涯学習部長 上 原 香  
学校教育部参事 佐々木 博文  
学校教育部・生涯学習部技監 塩 川 潔  
学校教育部次長 渡 辺 雅 和 子  
生涯学習部次長 越 川 智 子  
学校教育部副参事 奥 山 昭 子  
教育総務課長 早 川 誠 貴  
学務課長 寺 嶋 耕 一  
保健体育安全課長 江 住 敏 也  
指導課長 春 名 拓 也  
総合教育センター所長 青 野 孝 幸  
学校給食センター所長 水 嶋 りえ子  
社会教育課長 河 栗 太 一  
生涯スポーツ課長 忍 貴 弘  
中央公民館長 伊 東 尚 志  
菊田公民館長 妹 川 智 子  
中央図書館長 岡 野 重 吾  
学校教育部主幹 石 井 義 之  
学校教育部主幹 村 山 智 恵 子  
学校教育部主幹 菅 谷 茂 良  
学校教育部主幹 藤 代 薫  
学校教育部主幹 (習志野高等学校事務長) 袴 田 武 志  
学校教育部主幹 鈴 木 貴 幸  
学校教育部主幹 新 井 理 香  
学校教育部主幹 鶴 岡 佑 介  
学校教育部主幹 松 田 裕 美  
生涯学習部主幹 松 浦 史 浩  
生涯学習部主幹 勇 依 子  
学務課主任管理主事 鈴 木 建 史  
指導課主任指導主事 櫻 井 智 之  
指導課主任指導主事 坂 井 祐 介  
総合教育センター主任指導主事 渡 辺 明日子

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 令和8年度の副教材(テスト・ワーク・ドリル)について
- (2) 令和8年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について
- (3) 専決処分 of 報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
- (4) 令和7年度新体力テストの結果について
- (5) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について)
- (6) 臨時代理の報告について(習志野市立小学校・中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)
- (7) 臨時代理の報告について(習志野市立習志野高等学校の校長及び教頭の任免について)
- (8) 臨時代理の報告について(習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事及び管理主事(幼稚園に係る者)の任免について)

### 第3 議決事項

- |        |   |
|--------|---|
| 議案第6号  | 習志野市教育委員会の所管に係る習志野市附属機関設置条例施行規則の制定について  |
| 議案第7号  | 習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について  |
| 議案第8号  | 習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について      |
| 議案第9号  | 習志野市教育振興基本計画の策定について                     |
| 議案第10号 | 令和8年度習志野市教育行政方針の策定について                  |
| 議案第11号 | 習志野市第3次学校施設再生計画の策定について                  |
| 議案第12号 | 習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について |
| 議案第13号 | 第2次習志野市文化振興計画の策定について                    |
| 議案第14号 | 第2次習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について              |
| 議案第15号 | 生涯学習施設改修整備計画【令和7(2025)年度改訂】の策定について      |
| 議案第16号 | 習志野市スポーツ推進計画の策定について                     |
| 議案第17号 | 習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について                 |

### 第4 協議事項

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 協議第1号 | 次回教育委員会定例会の期日について |
|-------|-------------------|

### 第5 その他

## 5 会議内容

小熊教育長

令和8年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が2名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(5)ないし(8)及び議案第17号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第15条第2項の規定により、報告事項(5)ないし(8)を一括して議題とするとともに、担当者からの説明を省略し、質疑のみを行うことについて報告した。

小熊教育長

令和8年第2回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

### **報告事項(1) 令和8年度の副教材(テスト・ワーク・ドリル)について (教育総務課・指導課)**

菅谷学校教育部主幹

報告事項(1)「令和8年度の副教材(テスト・ワーク・ドリル)について」、説明する。

2月の教育委員会会議において、教育費にかかわる保護者負担軽減に向けた取組の説明の際、次年度の副教材について説明をしたが、その後の方針が定まったことから報告するものである。

スライド番号2を御覧いただきたい。教育委員会では、児童生徒の「個別最適な学び」を支援し、学習者が主体となった学びを推進するとともに、公教育の一定水準の確保、保護者等の負担軽減を図るため、AI型教材の活用を推奨していく。AI型教材の対象となっている学年・教科について令和9年度からのAI型教材への移行を目指し、令和8年度に教育委員会事務局職員と学校の教職員が集まり、必要な対応や手立てについて協議し、対策を講じていく。

スライドの3ページを御覧いただきたい。令和8年度に小学校で使う副教材の一覧である。AI型教材を使用しつつ、必要に応じて、従来のドリルやテストを使用していく。

スライドの4ページを御覧いただきたい。令和8年度に中学校で使う副教材の一覧である。同様に、AI型教材を積極的に活用しつつ、必要に応じて、従来のワーク等を使用していく。

次年度、副教材在り方検討委員会及び作業部会を開催し、必要な対応等を図っていくが、経過については、教育委員各位にも経過を報告させていただきたい、と概要を説明。

馬場委員

報告については、よろしくお願ひしたい。

また、小学校の3年及び4・5年の「必要に応じて、市で作成した社会のテスト」とはどのようなものか、と質問。

春名指導課長

教育委員会と現場の先生方とで作成している副読本である「わたしたちの習志野市」を用いたテストを行ってもよいという意味である、と回答。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和8年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について (学務課)

鈴木主任管理主事

報告事項(2)「令和8年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について」、説明する。

令和8年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について報告するものである。

令和8年度一般入学者選抜を令和8年2月17日及び18日の2日間で実施した。

「1 一般入学者選抜」を御覧いただきたい。定員・予定人員は普通科240名、商業科80名の合計320名である。今年度の県全体の平均志願確定倍率は、1.11倍であり、対する習志野高等学校の志願確定倍率は、普通科1.00倍、商業科1.16倍である。

「2 志願確定倍率の推移」を御覧いただきたい。令和3年度より、入試が2度の検査を行う前後期制から1度の検査のみで行う一般入学者選抜となり、本年度で6年目となる。県全体の志願確定倍率は昨年と比べて横ばいであるが、習志野高校については、普通科、商業科ともに減少している。

「3 市内生の状況」を御覧いただきたい。市内生の受検者数は、昨年度と比べ、普通科では1名減少、商業科では2名増加した。対する合格者数は、普通科では3名、商業科では1名増であった。さらに、本年度の入試において普通科で合格した市内生の割合は、23.3%となり、前年度より1.2%増加している。

今年度も、多くの中学生が習志野高校を志願したいと思ってもらえるよう、管理職による学校訪問や紹介パンフレットの作成、進学フェアでの学校説明、受験生及び保護者を対象とした学校見学ツアーを行い、情報発信をしてきたが、今年度の志願者数には大きな課題が残った。今後、入試方法の改善や施設・設備の整備、地元産業界との連携によるキャリア教育や部の新設なども視野に入れ、習志野高校の魅力を高め、さらに発信していく取組を充実させ、魅力ある学校づくりに向けて習志野高校と連携していく、と概要を説明。

馬場委員

毎年言っているが、志願者が減っているのは非常に残念である。私学のほうの無償化といった話もあるので、県立・市立に関しては、ますます厳しい状況にあるという中で、どのように、志願者を増やしていくか。今ほど説明があったこともそうだが、まずは市内生の受検者数を少しでも増やしていくべきと思う。

今回の習志野教育だよりも、習高の報告ということで、ボランティアとして地域に出向いて、ボランティア活動を行うという報告が載っていた。非常にいいことだと思っていて、受検する生徒、中学生に対してのアピールだけでなく、地域に出向いて習志野高校生の姿を見せていくということは、地域に根差した学校のあるべき姿かと思うので、そういった取組はどんどんしたほうがいいと思う。

それとは別に、今回の受験において、他市の方だが、私の知人である受験生の母親から、県立の併願に関して、今年はないというような説明が中学校からあり、県立が併願できるのだとちょっと驚きを持って聞いていた。そのことに関して、情報などがもしあれば教えていただきたい、と質問。

鈴木主任管理主事

今の段階では、それを実施しているということは把握していない状況である、と回答。

馬場委員

実施はかなり先ということであるか。今の段階ではそれ以上の情報はないということよろしい

か、と質問。

鈴木主任管理主事

そのとおりである、と回答。

馬場委員

もし何かわかったことがあれば、その都度教えていただきたい、と発言。

赤澤委員

減ってしまった原因について、明確に問題の定義をしていかないと、取組が合致しないという場合があると思う。そこで、無償化というのもあるかもしれないが、減ってしまったことの構造的な理由がどこにあると考えているか、と質問。

鈴木主任管理主事

県全体でも、昨年度に比べ、公立高校の倍率は0.03ポイント減少している。千葉県に限らず、他県でも、私立高校の授業料無償化が大きく関わっていると思っている。また私立高校の方も下がっている。全国的に18歳人口、こどもの数が全体で減っているということがあり、受験者数全体が減っているので、競争倍率が抑えられているという傾向にある。このため、習志野高校にしても、倍率を上げるために、魅力のほうも高めていかなくてはいけないと思っている、と回答。

赤澤委員

私立にない公立の魅力というのがおそらくあるだろうと思う。その辺は、割と戦略的に考えなければいけないものかとも思うが、検討していることがあれば教えていただきたい、と質問。

鈴木主任管理主事。

市立高校であるから、まず地域との密着が一番の武器になると思うので、地元産業界との連携をして、キャリア教育や、新しい部の設立等も考えていきたいと思っている。また、できれば、新しい制服等も視野に入れて、高校とも連携していけたらと思っている、と回答。

赤澤委員

制服が素敵かどうかなどということも馬鹿にできないところだと思うので、そういったオープンな検討の場というのも必要かと思う、と発言。

鎌田委員

公立全体が下がっているということはあるが、魅力という意味では、先日卒業式に出席したときに、子どもたちが礼儀正しく、はきはきしていて、これは部活動で野球や吹奏楽を頑張っているところなどが現れているのか、とても魅力的な学校だなと思った。

それなのに伸びないというところは、他に何かあるのではないかと思う。倍率が高ければいい高校なのかどうかというのは分からないが、倍率が高いところを目指すのであれば、その倍率が高い学校の特色を調査して見習うなど、極端に言えば、進学率がいいとか、そういうところはどうふう考えているか、と質問。

鈴木主任管理主事

習志野高等学校も、今年度に関しては青山学院大学への進学や、また、市役所などへの就職等もあるので、そちらの宣伝をしていかなければならないと考えている。また、見えるところに掲示

をしてないので、今後は進学先などについても、宣伝のために校舎の見えるところに掲示するといったことについて学校の方と検討していきたい、と回答。

鎌田委員

宣伝も大事だが、もう少し高みを目指すような、職員や生徒の努力もあったほうがいいと思った、と発言。

小熊教育長

今、指摘があったことを確認しておく。

まず、減ってしまった原因について、もう一度、明確に分析をしてもらいたいということがある。

次に、それに合わせて、倍率をある程度維持している、または伸ばしている学校の研究をしてほしいということ。それから、まずこの倍率を上げるための一つの取組として、市内生を増やす取組に関し明確に指示を出してほしいという話があった。

また、今後の入試制度に関しても、市立高校であるから、ある意味では、公立とは違った入試制度もあっていいのではないかとということで、その辺についても説明をしてもらいたいという意見があったので、次回もしくはその次までに方向性を示していただいて、もう夏になれば中学3年生は受験校を決めていくので、この問題については、早めに再度説明して報告をしていただきたいと思う。よろしくお願ひしたい、と発言。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

### 報告事項(3) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)(学務課)

寺嶋学務課長

報告事項(3)「専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)」説明する。

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものである。

1件目は、大久保東小学校において、こどもが窓に手をついたところ、緩みがあったサッシが落下して車2台が損傷したものである。車2台の損傷であるため、1番、2番となっている。

2件目は、3番で、藤崎小学校において、本市職員が草刈り機で除草作業をしていたところ、石が飛んでしまい、付近を走行中の車両に当たった物損事故である、と概要を説明。

高橋委員

1件目について、こどものことを心配しているので、事故の概要を詳しく教えていただきたい、と質問。

寺嶋学務課長

掃除の時間が終わり、こどもが2階の流し台を掃除していた際、流し台の向こう側にあるサッシを閉めようとして、少しよろけて、強く突いたわけではなく、押したところ、緩みやすくなっていた窓枠のサッシが落下し、車に当たったという状況である、と回答。

高橋委員

こどもに何もなくてよかったと思う。もしかしたら何かの警告ではないかとも感じる。普通は考え

にくいことである。これは本当に特別なことだったのか、他の学校でも、ちょっと押すと窓枠が外れるようなことがあるのかどうかをチェックする必要があるのではないかと思うが、と質問。

寺嶋学務課長

我々としても二度とあってはいけない事故と考えている。現状、大久保東小学校の建て替えの途中であり、校舎自体が老朽化していることから1度チェックをしていたが、結果的に窓のサッシのストッパーが緩んでいることに対するチェックが甘かったことが、この事故の後に原因として判明した。そこで、まず全ての学校について、教育総務課で早急にチェックを行い、そういうところがないことを確認した。

一方で、駐車場の駐車台数をできるだけ減らしていただいたり、子どもたちがその窓枠の傍を歩かないように注意喚起をしたりしている状況である、と回答。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

#### 報告事項(4)令和7年度新体力テストの結果について

(保健体育安全課)

江住保健体育安全課長

報告事項(4)「令和7年度新体力テストの結果について」、説明する。

なお、資料の14、15ページを用いて概要を説明する。

初めに、1番、千葉県運動能力証交付者数の推移について説明する。対象は、小学校5、6年生及び中学生である。今年度は、中学男子、女子で、県平均を上回る結果となったが、小学校女子では、県平均をわずかに下回り、課題と捉えている。

続いて2番、全国体力・運動能力、運動習慣等調査について説明する。

(1)全国・県とのT得点比較では、体力合計は、小中学校ともに、全国、県と比較して、高い水準を維持している。一方、種目別では課題も見られ、小学校では50メートル走やボール投げ、女子の長座体前屈に、中学校では男子の握力、女子の反復横跳びに課題が見られる。

(2)経年変化の比較については、種目ごとの増減はあるものの、全体として、概ね横ばいで推移している。

続いて、3番、児童生徒質問紙調査の状況について説明する。特に(3)体育の授業において目標を意識して学習することで「できたり、わかったりする」ことがある割合については、全国、県を下回っており、授業改善が必要な項目となっている。ただしこの項目は、昨年度と比較すると、やや増加しており、改善の兆しも見られている。

(5)1週間の総運動時間では、中学校女子で、運動時間が0分という割合が高く、運動習慣の二極化が課題となっている。

なお体力テストの結果については、A判定の児童生徒に対する表彰だけでなく、以前より委員からも御指摘のあった児童生徒が運動の楽しさや達成感を感じられることも、重要であると考えている。このため、結果を返却する際に、昨年の自分と比較してどこが伸びたかという視点で振り返るなど、一人一人が自分の成長を実感できるよう、指導を学校で行っていただいている。

最後に、4番、今後の方向性について説明する。教育委員会としては、体力テスト結果の分析と共有を進めるとともに、児童生徒が目当てを持って取り組むことができた、分かったということを実感できる体育授業の改善を、学校へ助言していく。

今後も、児童生徒が運動の楽しさを感じながら、主体的に取り組める体育授業の充実に努めていきたい、と概要を説明。

高橋委員

私がいつも申し上げている、運動が好きなこどもを増やすということについてであるが、結果を見て、「運動が好きなこどもが全体として全国・県と同水準以上である」というのは本当なのだろうかと感じる。

小学校の女子、男子は、まだ大分低いような気がするが、中学校の女子は本当に向上が見られていて、昨年の資料と比較しても全体として良い方向に動いていることは間違いない。習志野市は何か意見を伝えると、そういう方向にちゃんと改善されていくので、本当に素晴らしいと思う。しかし、まだまだだと思う。

運動が好きということは、運動能力と異なり上下があるというものではなく、運動が好きなこどもが100%となってもおかしくないと思っている。確かにちょっと成果は出ているように思うが、もっともっと運動が好きなこどもが増えてくことを目指してほしい。運動が好きであれば運動の時間は増えるのではないかと思う。

小学校辺りは全国と比べて少ないということもあるので、能力も大事だが、運動が好きなこどもが増えるような対策をよく考えていただきたい、と発言。

江住保健体育安全課長

今の結果に決して満足することなく、競技スポーツだけではなく、やはり日常的に取り組める運動を推奨しながら運動時間の確保にもつなげていきたい、と発言。

高橋委員

小学生は昔は手つなぎ鬼などで休み時間に運動しているというイメージがあるのだが、最近、市内の小学校でそういうものは行われているか、と質問。

江住保健体育安全課長

小学校では業間体育なども活用して、様々な友達と一緒にできるような運動や個人個人で取り組めるものといった、工夫をした取組は行っている現状である、と回答。

高橋委員

運動は、競技だけでも、体育だけでもないと思う。そういった休み時間にこどもが楽しんで体を動かすような機会をよく考えていただきたい、と発言。

小熊教育長

高橋委員から指摘のあった運動が好きな児童生徒を増やすということに関しては、次回、学習指導課から、指導の重点事項が出されると思うので、その中で今の内容についての説明をよろしくお願いしたい、と発言。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

## 議案第6号 習志野市教育委員会の所管に係る習志野市附属機関設置条例施行規則の制定 について (教育総務課)

早川教育総務課長

議案第6号「習志野市教育委員会の所管に係る習志野市附属機関設置条例施行規則の制定について」、説明する。

習志野市の附属機関設置条例については、令和8年1月の定例会において事前に御協議いただき、その際は、附属機関という第三者で構成する審議会について、これまでそれぞれの審議会ごとに条例を定めて運用していたものを、それを市全体で一本化していくための条例を制定するという御協議いただいた。

今回は、昨日終了した令和8年習志野市議会第1回定例会において、その条例が可決されたことに伴い提案するもので、本市教育委員会が所管する附属機関に係る条例の施行に関し必要な事項を規則で定めたものになっている。3ページの別表を御覧いただきたいが、教育委員会が所管している附属機関は8つあり、それらについて、附属機関ごとに、会議の公開または非公開、庶務担当課などを定める内容になっている、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第6号は全員賛成で原案どおり可決された。

### 議案第7号 習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定 について (教育総務課)

石井学校教育部主幹

議案第7号「習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

4ページと5ページの新旧対照表を御覧いただきたい。まず、5ページの第5条について、使用許可申請を使用日の1か月前からできるとしていただいていたことから、毎月申請書を提出していただいていた許可事務を行う必要があったが、この申請期間の制限を撤廃するものである。これにより、最少で年1回の申請と許可とすることが可能となり、事務を簡素化し、申請者や学校の負担軽減を図るものである。

次に、第8条について。現在、体育館の改築工事中である大久保小学校を除き、全ての学校体育館にエアコンが設置され、稼働中である。学校だけでなく、社会体育団体や、地域の方にもエアコンを御利用いただきたいと考えているが、利用しない方との負担の公平性の観点から、外部の方がエアコンを使用した際に発生した光熱費の実費相当額をお支払いいただく旨の規定を追加するものである。また、第9条に、使用許可の取消事由として、実費相当額をお支払いいただけない場合というものを追加する。

6ページと7ページを御覧いただきたい。現在、使用許可申請書を学校へ持参して提出している団体が多く、申請者にとって手間と時間が生じていたが、ちば電子申請システムを活用したオンラインでの申請を可能とするため改正を行うものである、と概要を説明。

高橋委員

空調を使用した場合に実費を取るのによくある話で妥当だと思うが、空調は申請の時点で使うかわらないかを言うのか、また、その実費はいつ支払うのか、と質問。

石井学校教育部主幹

空調の使用については、使用前に申出をいただく。使用した際に、現場の体育館に置いてある実績報告書に使用数、その実績、使用時間等を記入して、ストックしておく。

支払いに関しては、年2回を想定しており、冷房期間として10月ぐらいまででいったん区切り、11月に請求し、お支払いいただく。その後、暖房期間として、11月から3月までの分を4月に請求し、お支払いいただく。お支払いについては、キャッシュレスとしている、と回答。

高橋委員

例えば、申請のときに空調使用ありととしていたが当日は使わなかったとか、空調使用なしとしておいて当日使用したとかという場合、どこを見て課金するのか、と質問。

石井学校教育部主幹

先ほど申し上げた実績報告書に記録をしていただき、その使用した時間に応じて、我々の方で取りまとめて計算をし、請求することとしている、と回答。

高橋委員

それでは使用許可申請書に、空調使用の有無をあり、なしと書くことにあまり意味がないように思うがいかがか、と質問。

石井学校教育部主幹

お支払いの際に今回キャッシュレス決済を予定しているが、使用した場合は後ほど支払い方法の連絡などをするために、まずは使用される方について、ちば電子申請システムで利用ありという申請を先にしておいていただき、実際に使用したか、していないかというのは、その都度、実績報告書に記載をしていただき、後ほど取りまとめて、使った分だけ実費相当額を請求することとしている、と回答。

高橋委員

例えば、千葉大学では、ある期間に施設を使う場合には空調分が自動的に上乗せされた料金になっている。それがいいかどうかは分からないが、今説明を受けて随分と煩雑に感じた。やってみて、また改善、ということでもよいと思うが、煩雑な印象を受けたがいかがか、と質問。

石井学校教育部主幹

委員のおっしゃる、最初から使用料に含めて請求する方法も1つの方法であるとは考えている。ただ、今回は、体育館に空調を設置した初年度ということで、利用団体の利用者数や、利用時の練習内容、気候によって、今日は点けなくてもいいかというようなこともあるかと思った。その辺りは、利用団体が柔軟に判断できるように、今回は、利用実績で実費相当額を請求する運用方法とした、と回答。

馬場委員

私も高橋委員と同じような疑問を持った。虚偽の申告もできてしまう状況だと思う。実際は使っているのに使わなかったと言っても、検証のしようがないかと。誰かが見張っているとか、システムで分かることになっているとかといったことはあるか、と質問。

石井学校教育部主幹

見張役などは置かないが、空調の機械の方でどの程度使ったかを見られるので、明らかに実績報告と違う数字が出てくれば分かるようにはなっている。

利用団体について、これまでも学校体育館を使っていたので、性善説になってしまうが、お互いの信頼関係というところでこのような運用方法にしたいと考えている、と回答。

馬場委員

私も、高橋委員のおっしゃるとおり、あらかじめ料金に上乗せしてもいいのではないかと思う。提案が果たして最善なのだろうかと思う。

今回1年やってみて、しっかり検証していただき、そのあと、これを持続するのか、変更するのか、やり方が他にないかという検討、精査をしっかりとやっていただきたいと発言。

石井学校教育部主幹

冷暖房を使う種目もあれば、あまり使わない種目もあるなど、利用団体によって多少差があるかもしれないので、その辺りの実績をデータとして取って、今後の運用につなげたい、と発言。

小熊教育長

今意見が出たとおり、不公平にならないような料金徴収をしていかなければならないと思う。教育委員会としても、しっかりと研究していかなければならない課題と捉えている、と発言。

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第7号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第8号 習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について (保健体育安全課)**

江住保健体育安全課長

議案第8号「習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明する。

1ページを御覧いただきたい。改正内容は、教育委員会事務局の機構改革により課名の変更があるため、1点目として、第14条、学校職員安全衛生委員会の構成員を保健体育安全課長から学校教育課長に変更し、2点目として、第17条、庶務担当課を保健体育安全課から学校教育課に変更し、令和8年4月1日から施行しようとするものである、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第8号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第9号 習志野市教育振興基本計画の策定について (教育総務課)**

菅谷学校教育部主幹

議案第9号「習志野市教育振興基本計画の策定について」、説明する。

教育委員各位には10月の教育委員会会議にてパブリックコメント案について御協議いただき、その後、一部文言を整理した。例えば10ページの課題一覧を施策に並び替えるなどを行ったが、大きな変更はない、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第9号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第10号 令和8年度習志野市教育行政方針の策定について (教育総務課)**

菅谷学校教育部主幹

議案第10号「令和8年度習志野市教育行政方針の策定について」、説明する。

習志野市教育行政方針は、先ほど御承認いただいた習志野市教育振興基本計画に基づき、当該年度の取組の重点を示すものに当たる。

今回提出した令和8年度習志野市教育行政方針は、計画の初年度であり、次年度の当初予算を基に、具体的に取り組む内容を記載した。

なお、令和8年度の教育行政方針のテーマを、上位計画である習志野市基本構想及び習志野市教育振興基本計画を受けて、「つながりが 未来を創る 習志野の教育」とした、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第10号は全員賛成で原案どおり可決された。

## 議案第11号 習志野市第3次学校施設再生計画の策定について

(教育総務課)

石井学校教育部主幹

議案第11号「習志野市第3次学校施設再生計画の策定について」、説明する。

第2次学校施設再生計画は令和2年度から令和7年度までの期間となっていることから、今年度当初より、令和8年度以降の計画として、第3次学校施設再生計画の策定作業を進めていた。

これまでの経過としては、令和7年第9回定例会において第3次学校施設再生計画の素案について御協議いただき、令和7年第10回定例会においてパブリックコメント実施に当たっての御意見を頂戴したところである。なお、11月実施のブリックコメントにおいて、御意見はなかった。

その後、本計画と連携する習志野市公共施設等総合管理計画及び第3次公共建築物再生計画の内容に一部変更が生じたため、本計画においても整合性を図った。

主な変更点を説明する。

本市の公共建築物の個別施設計画である第3次公共建築物再生計画において、令和8年度当初予算案の内容を反映した結果、第3期計画期間の事業費が増大し、これまでの事業計画案では実現が困難であることが判明した。そこで、実現可能な事業計画を立案するため、これまで一部の施設で建て替え、長寿命化改修及び大規模改修の実施時期を最大で5年後ろ倒しとしていたものを、最大で7年後ろ倒しとすることで、事業費の平準化を図ることとなり、本計画においても、同様に事業計画の見直しを行った。

本計画期間内において後ろ倒しとなる事業は、建て替えでは実籾小学校、袖ヶ浦西小学校、第三中学校、第四中学校、長寿命化改修では実花小学校、秋津小学校、香澄小学校、谷津南小学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、大規模改修では津田沼小学校である。なお、後ろ倒しとなる学校については、必要な設備等修繕を行うことで、施設の安全性、機能性を確保していく。

見直し後の学校施設のみを対象とした実施計画に基づく事業費の試算結果は、本計画の計画期間である第3期から第4期計画期間における1年平均事業費が約24億円となり、今年度の予定を含む第2期計画期間における実績が約34億5,100万円であることから、実現可能な事業計画であると判断した。

この他、趣旨が変わらない範囲での文言修正及びレイアウト調整等を行った。

今後については、本定例会において議決をいただいた後、策定に向けた手続きを行う、と概要を説明。

小熊教育長

変更に伴う学校や地域への説明についての考えを補足して説明をしていただきたい、と質問。

石井学校教育部主幹

学校については、次回の校長会議等で、今回の第3次学校施設再生計画における今後の各学

校の予定等について説明したいと考えている、と回答。

小熊教育長

先ほど冒頭の賠償請求等もあったので、安全確認の方も含めてしっかりとやっていきたい、と発言。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第11号は全員賛成で原案どおり可決された。

### 議案第12号 習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について (学務課)

寺嶋学務課長

議案第12号「習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、説明する。

令和8年第1回定例会において御協議いただいたことや御指導いただいたことを受けて、業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について、全校長と教育委員会の全課長に、もう一度確認をしていただき、内容を変えたところである。内容を改正した箇所は、赤字にして資料に掲載した。

ポイントのみ、お話しをさせていただく。

3ページの大きな2番の(1)、時間外在校等時間に関する目標であるが、こちらについては、できないものを書いてもう御指導を頂いたということと、職員については県費負担教職員というところもあるので千葉県とやりとりをした際、千葉県教育委員会の学校における働き方改革推進プランに準拠するようにとあったこともあり、この目標については、業務量の適切な管理等に係る取組を推進し、原則として、条例等で定める勤務時間を超える在校等時間が1か月当たり45時間、1年当たり360時間を超えないようにするという目標に変えている。これをしっかりと取り組めるように、全課、全学校で取り組んでいきたいと考えている。校長会と連携をして、校長会の中にもこの仕事の内容について検討していくようなことも、学校と連携あるいは教育委員会と校長が連携していくという流れも、来年度は作りたいと考えている。

4ページ以降については、先日、現状を知り、現状に基づいた対策をとということで、現状を記載して、その後どう実施をしていくかということについて書いている、と概要を説明。

高橋委員

大分良くなったと思うが、前回、私と、おそらく教育長もしたと思うが、もうちょっと現状をはっきりと書いていただきたかったというのが本音である。

例えば、登下校時の通学路における日常的な見守り活動は、学校以外が担うべき業務となっている。現状として、「学校、保護者、地域住民による見守り活動を実施しているが、地域住民の高齢化やPTA組織の変更により、見守り活動の維持が厳しい地域もある」と書いてある。しかしながら、知りたいことは、学校の先生がやっているところはどの程度あるのかといったことであって、それを現状として挙げなければどう改善したか、改善していないかが分からないのではないかと思う。

同じようなことがたくさんあって、「学校徴収金も、現状として、徴収金業務に関しては学校徴収金、業者へ保護者が直接支払う方法等学校ごとに異なる」と書いてある。業者や保護者が直接支払ってくれればいいわけであるから、現状として書いていただきたいのは、保護者が直接支払っている学校はどの程度あり、それができていない学校がどの程度あるかということなのだと思う。

どうもその現状というのが、見直している、取り組んでいるといった話になっていて、今、どうなっているかということが書いていないのではないかというのが私の感想である。

教育長がお考えになっていたことも、私が言ったことではないかと思うがいかがか、と質問。

寺嶋学務課長

確かに各学校の状況で細々した部分については、各担当課で把握したり、データとして持ったりする必要があると思うが、記載していない。ただ、一方で4月からこれをしっかりと取り組まねばならないと御指導を受けているところもあり、また、改訂をしていいことになっていることから、今後、具体的なもの、さらに数字的なものを載せながら、内容について改善をしていく形で、取り組んでいきたい。

高橋委員

いろいろな学校があって、どんな学校がどんなことしているかということは把握していて、それらが実際にどう変わったかということも、この計画には書いてないもののきちんと把握できる形にしてあるという理解でよいか、と質問。

寺嶋学務課長

例えば学校徴収金については、データを担当する課で持っている状況で、来年度、学校徴収金の検討委員会等で改善する取組をしていくことになっているので、その辺りの数値等についても、しっかりとそれぞれの課が持って、やれるような取組を推進していきたい、と回答。

高橋委員

見守り活動に関して、活動の維持が厳しい地域もあるということは、学校の先生が見守りをしている学校がどのぐらいあるのか、と質問。

寺嶋学務課長

後ほど確認してお答えする、と回答。

鎌田委員

これは教職員が今やっていることを他に委託しようという流れのように思うが、反対に、他がやっていて教職員がやったほうがいいのかという事柄はあるか、と質問。

寺嶋学務課長

あくまでも教職員が今やっている業務を、国が3分類したものに照らし合わせてやっていることから、基本的には教職員がやっていることが多い内容になっている、と回答。

鎌田委員

習志野市において、教職員がやっていないもので今後は教職員がやったほうがいいのかというのは、実際に議題として挙がっているか、と質問。

寺嶋学務課長

特段そういう内容は挙がっていない、と回答。

高橋委員

教職員がやった方がいいもの、それは授業の準備である。本来、教職員がやらなくてもよいこと

を減らして、こどもの指導などに集中できるように。先日も言ったが、評価などは本来先生がその子たちに合った評価を考えなければならないが、実際には時間がなくてできあいのもので済ましてしまうということもあるのだと思う。先生は、これ以外にやることがたくさんあり、申し訳ないと思う。

江住保健体育安全課長

先ほどあった、教職員が見守り活動を担わなくてもいいということについて御説明したい。

登下校は学校管理下であるので、交通量の多い場所であるといったところに、毎日ではないが、時々、学校のほうで立って様子を見守るということは現状行っている。そして、安全上の課題については、本課の通学路安全対策協議会等でも話し合うことがあり、警察や市の道路関係担当課とも、情報を共有している。

また、中学校においては、テスト期間や部活動がない期間などに、学校周辺の下校状況の点検等をしていると把握しているが、果たしてそういったものを全てPTAにお願いできるかということもあり、そういった意味で、PTAと地域にお願いする限界は多少感じているところもある。

最後に、青少年補導委員も、青少年センターの活動の一環として、薄暮のパトロールなど、必ずしもこれが登校時間、下校時間に重なるわけではないが、そういった見守り活動も地道に続けているところである、と発言。

馬場委員

全体を見て、現状は把握することができた。

デジタル技術によって先生たちの負担軽減になる、改善されるということが結構あると思うので、そういったことに早く取り組んでいただきたい。

登下校時の見守りの件であるが、学校運営協議会に協力を仰ぎという記載があるが、これは具体的にはどういうことか、と質問。

寺嶋学務課長

地域の方に学校運営協議会に入っていただいているので、地域の協力者を紹介していただいたり、いろいろな方に見守り活動をお願いしていくための手立てを相談したりという意味で記載している、と回答。

馬場委員

人材の確保と理解した。

学校以外が担うべき業務の中の5ページの⑤、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応で、実施内容として習志野市教育委員会内に相談窓口を設置しとあるが、これは誰が相談できる窓口であるか、と質問。

寺嶋学務課長

次年度に学校問題相談窓口を学校教育課に設置する。しっかりと相談できるよう元校長を配置する。年度頭に、全家庭、全市内の保護者に開設を周知する。基本的には保護者、児童生徒が相談できるし、いろいろな方からの相談も受けられ、また、いろいろなところに相談ができるということをアピールする予定である、と回答。

小熊教育長

担当から校長会と連携をしてという話があったが、このことに関しては、校長会にも指示をしたのだが、今指摘のあった現状についてしっかりと出し合っていくということ、そして、この定めたもの

が「お題目」にならないように一つ一つ実現させること、そのための組織を立ち上げたので、教育委員会も当然に主体となって関わりながら、実現をしていきたいと考えている。

したがって、これについては、現状について、教育委員に報告する必要があると私は思っているので、近いうち報告をしていただくべく、まず組織が立ち上がり、話し合いをして、現状の確認をするということをしっかりとやっていかなければいけないと感じた、と発言。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第13号 第2次習志野市文化振興計画の策定について** (社会教育課)

河栗社会教育課長

議案第13号「第2次習志野市文化振興計画の策定について」、説明する。

本計画については、これまで教育委員会会議をはじめ様々な審議会で御協議いただき、昨年10月の教育委員会会議において計画案をお示しするとともにパブリックコメントの実施についてご審議いただき、先月の教育委員会会議においてパブリックコメントの実施結果について御協議いただいたところである。その後、3月19日には、全市的な計画策定の審議を行う庁議において本計画の内容について報告をし、承認を得たところである。

本日御提案した計画案は、昨年10月の教育委員会会議でお示したパブリックコメント時の計画案の内容から変更はなく、若干の文言修正を行い成案としたものである、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第13号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第14号 第2次習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について** (社会教育課)

河栗社会教育課長

議案第14号「第2次習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について」、説明する。

本計画の策定経過についても、第2次習志野市文化振興計画と同様である。御提案した計画案については、昨年10月の教育委員会会議でお示した内容から大きな変更はないが、若干の変更点があるので御説明する。

24ページの施策案のナンバー18、ブックスタート事業の実施について、実施方法に関して、これまで本を配布するだけであったが、読み聞かせも実施できる体制が整ったことから、変更した。また、28ページの施策案のナンバー46、移動図書館の学校への巡回について、令和9年度から移動図書館が廃止となることから、代替サービスについての追記をした。その他、若干の文言修正を行い成案とした、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第15号 生涯学習施設改修整備計画【令和7(2025)年度改訂】の策定について** (社会教育課)

河栗社会教育課長

議案第15号「生涯学習施設改修整備計画【令和7(2025)年度改訂】の策定について」、説明する。

平成25年度に策定した生涯学習施設改修整備計画については、令和3年度に改訂し、その計画期間は令和4年度から令和19年度までとなっている。このたびは、令和8年度を計画始期として策定される第3次公共建築物再生計画との整合を図るとともに、現行計画改訂時の令和3年度からの状況変化を踏まえて、生涯学習施設改修整備計画を改訂するものである。

時間の都合上、1ページめくった習志野市生涯学習施設改修整備計画(案)の概要に基づき、主な変更点について説明をする。

1番の計画及び期間については、令和8年度から令和23年度までの16年間の計画期間とし、第3次公共施設建築物再生計画と合わせた。2番の課題については、施設の老朽化対策について、財政的な制約を踏まえ対応する必要があるとした。3番の主な見直し内容としては、現行の計画からの変更点として赤字で重要なものを5点にまとめている。

1点目は、習志野市公共施設等総合管理計画及び第3次公共建築物再生計画との整合を図るため、両計画における改修方針に合わせ、改修内容や目標年次を設定している。2点目は、菊田公民館の令和13年度末までの機能停止に伴い、菊田公民館諸室の機能の代替施設を確保することとしている。3点目は、実花公民館・東習志野図書館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、ICT環境の活用、既存利用サークル等の意見の反映、図書館学習スペースの確保等を図ることとしている。4点目は、埋蔵文化財を保存・展示する機能を拡大するため、実花公民館の跡施設に(仮称)歴史資料展示室を開設すること、雨漏り等老朽化が進む埋蔵文化財調査室の移転及び収蔵場所の確保を行うことの2点について記載している。5点目は、旧鴫田家住宅及び旧大沢家住宅の茅葺屋根等の改修について、工事時期を本計画に記載している。これまでの計画では、文化財の施設については記載していなかったが、地域の歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものという認識の下、記載することとした。

右側の欄の4番、改修整備方針としては、社会教育施設及びスポーツ施設に関する具体的な整備の方向性を記載した。

このページ以降にある本編については、今説明した主な変更点について、赤字で示している、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案どおり可決された。

## 議案第16号 習志野市スポーツ推進計画の策定について

(生涯スポーツ課)

忍生涯スポーツ課長

議案第16号「習志野市スポーツ推進計画の策定について」、説明する。

習志野市スポーツ推進計画については、習志野市スポーツ推進審議会への諮問、答申を経て、教育委員会会議では昨年10月に計画案をお示しし、パブリックコメントを実施し、先月、その結果について御協議いただいたところである。

御提案した計画案については、昨年10月の教育委員会会議でお示したのものから、大きな変更点はなく、このたび成案として整えたものである、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案どおり可決され

た。

## その他

寺嶋学務課長

議案第12号において高橋委員から質問のあった見守りをしている教職員がいる学校の数については、調査が終わっていないため、次回、報告する、と発言。

小熊教育長が質疑なしと認め、その他は終了した。

<報告事項(5)ないし(8)及び議案第17号については非公開>

報告事項(5) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について) (教育総務課)

報告事項(6) 臨時代理の報告について(習志野市立小学校・中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について) (学務課)

報告事項(7) 臨時代理の報告について(習志野市立習志野高等学校の校長及び教頭の任免について) (学務課)

報告事項(8) 臨時代理の報告について(習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事及び管理主事(幼稚園に係る者)の任免について) (学務課)

報告事項(5)ないし報告事項(8)は終了した。

議案第17号 習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について (教育総務課)

早川教育総務課長

議案第17号「習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」、概要を説明。

採決の結果、議案第17号は原案どおり可決された。

小熊教育長

令和8年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言